

船橋市訴訟手続対象債権の選定等に関する基準

(趣旨)

第 1 条 この基準は、船橋市債権管理条例（平成 23 年船橋市条例第 18 号。以下「条例」という。）第 9 条第 3 号に規定する訴訟手続により履行を請求する債権（以下「訴訟手続対象債権」という。）の選定及び訴訟の種別の選択をするための具体的な取扱いの基準を定めるものとする。

(選定の要件)

第 2 条 訴訟手続対象債権は、次に掲げる債権以外の債権であつて、条例第 6 条の履行期限の後、概ね 1 年を経過してもなお完全に履行されていないものとする。ただし、特別の事由が生じた場合は、この限りでない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 171 条の 5 及び条例第 12 条に規定する徴収停止の要件に該当する債権

(2) 条例第 14 条に規定する債権の放棄の要件に該当する債権

2 前項本文の規定にかかわらず、訴訟手続対象債権の債務者について、訴訟手続対象債権となった債権以外にも市の債権（条例第 2 条第 7 号に規定する非強制徴収債権に限る。）に滞納がある場合（所管課において既に分割による納付をしており、かつ、1 年以内に完納となる見込みがある等の場合を除く。）は、当該債権についても訴訟手続対象債権とする。

(優先順位)

第 3 条 訴訟手続対象債権について、訴訟手続に着手する優先順位は、次に掲げる要件を勘案して決定するものとする。

(1) 債権の額

(2) 消滅時効完成までの期間

(3) 履行状況

(訴訟種別の選択)

第 4 条 訴訟手続は、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）に規定する支払督促の申立て又は訴えの提起（手形訴訟、小切手訴訟及び少額訴訟に係るものを除く。以下同じ。）のいずれかとする。ただし、債権の性質、債務者の状況等に照らし、他の訴訟手続によることが適切かつ効果的であると認められる場合は、この限りでない。

2 原則として、債務者の住民登録地又は居住地が判明しておりその場所が船橋市内又は近隣市区町村である場合は支払督促の申立てにより、それ以外の場合にあつては訴えの提起により履行を請求するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、訴えの提起により履行を請求するものとする。

- (1) 金銭の支払い請求とそれ以外の請求を併せてするとき。
- (2) 不法行為による損害賠償の請求をするとき。
- (3) 債務者が財産を滅失させ、又は隠ぺいする等の可能性があり、仮執行の宣言を併せて求めるとき。
- (4) その他訴えの提起により履行を請求することが適当であると認められるとき。

附 則

この基準は、平成 25 年 12 月 18 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 29 年 9 月 20 日から施行する。